

## 大船渡市大規模山林火災に関する申し入れ

2025年3月10日  
日本共産党岩手県委員会  
委員長 菅原則勝  
県議団 斉藤 信  
高田一郎

大船渡市長は3月9日午後5時の記者会見で、火の勢いが収まり、延焼の恐れがなくなったとして「鎮圧」を宣言しました。10日の正午までには避難指示をすべて解除する見込みです。

2月26日に発生した大船渡市大規模山林火災は、3月9日現在、焼失面積が2900ha、市面積の9%に及び、建物被害は210棟、うち住家被害が102棟で全壊は76棟（調査整理中）となっています。全国から駆け付け、昼夜を分かたず消火活動に取り組んでいる緊急消防援助隊や自衛隊、警察等の活動に心から敬意と感謝をいたします。

この間、懸命な消火活動によって、7日に赤崎町6地区（415世帯、957人）、8日には三陸町越喜来3地区（141世帯、333人）、9日には赤崎町4地区（361世帯、882人）に避難指示が解除されました。9日現在、避難指示地域は三陸町綾里全域と赤崎町合足、長崎、外口の979世帯2424人となっていました。

11の避難所には、8日17時現在で922人が避難、親戚・知人宅等に2103人が避難していました。住家被害の状況から、避難指示がすべて解除されても自宅に戻れない被災者の避難生活が続きます。

長引く避難所生活では、多くの方々は着の身着のまま避難しており、密な中でも東日本大震災津波の教訓が生かされ、集落ごとのコミュニティを大事にした避難生活を進め、連日のようにボランティアによる炊き出し支援やラジオ体操が行われるなど整然と過ごしているのが特徴です。一方で、いつまで避難指示が続くのか、自宅がどうなったのかなど、不安も募っていました。

大規模山林火災の被災地は、東日本大震災津波で大きな被害を受けた地域であり、再建したばかりの住宅や再建途上の漁業・水産業が再び被害を受けるなど深刻な状況です。

引き続き、鎮火をめざしあらゆる手立てを講じるとともに、残される避難所での安全と安心を確保し、避難者の命と健康を守り、被災者の生活再建と生業の再建、山林の再生のための必要な対策を講じるように、以下の項目について要請します。

### 記

- 1、一日も早い鎮火に引き続きあらゆる手立てを講じるとともに、適切な情報提供に努めること**
  - (1) 住宅被害で自宅に戻れない避難者の「自宅や漁具や水産施設がどうなっているか、情報が欲しい」という切実な要望に応えるように適切な情報の提供に努めること。
  - (2) 一日も早い鎮火に向けてあらゆる手立てを講じること。
- 2、被災者・避難者の命と健康を守り、安全と安心を確保する取り組みを強化すること**
  - (1) 避難所の改善に取り組み、温かい食事の提供、段ボールベットや布団などの提供、プライバシーが守られるパーティション・テント、集落ごとの避難スペース、休憩室や談話スペースの確保など避難者の安全と安心、コミュニティの確保に努めること。避難所の運営にあたっ

ては女性の参加と役割の発揮を重視すること。

- (2) 親戚や知人宅等に避難している避難者のための支援センターを設置し、必要な支援物資や食料等を支援すること。情報発信と相談窓口を設置すること。
- (3) 高齢者や障がい者等には福祉避難所での避難など特別の配慮を行うこと。
- (4) ペットの一部預かり等の取り組みを周知し、ペット同伴の避難所の確保などの対策を講じ、「車中泊」避難の解消に努めること。
- (5) 被災者の医療費、介護保険利用料等の免除措置を講じること。
- (6) 保健師の派遣を継続し、被災者・避難者の命と健康を守る取り組みを強化すること。心のケアの取り組みを進めること。

### 3、被災者生活再建支援法の適用が決まったが、この間の物価上昇を踏まえて支援金の引き上げを行うこと

### 4、被災者の要望を踏まえた応急仮設住宅の整備とみなし仮設住宅の確保について

- (1) 建設型応急仮設住宅の整備にあたっては、被災者の要望をよく聞き、東日本大震災津波の教訓を踏まえた木造仮設住宅など住み心地の良いものを集落ごとに整備すること。電化製品 3点セットとエアコンを設置すること。
- (2) みなし仮設住宅にも、大震災並みに電化製品の3点セットとエアコンを設置すること。

### 5、漁業・水産業の再建と事業者への支援の強化について

- (1) 被災者と被災事業者は東日本大震災津波との二重の被害となっていることから、二重ローン解消の手立てを講じること。
- (2) 被災した漁業者等には、仮設作業所や仮設倉庫、漁業資材、ワカメ等の作業用機材、仮設店舗などの支援を早急に行うこと。ワカメ等の販売の支援を行うこと。漁業用施設には大震災並みの支援とグループ補助の支援を行うこと。ワカメ、イサダ、定置網漁等の収入減対策を講じること。
- (3) 被災事業者の確定申告期限は、「生活が落ち着いてから2カ月以内まで延長される」ことを周知し、地域指定で延長ができるように求めること。

### 6、被災した児童・生徒、学生には、「いわて学び希望基金」を活用し、奨学金の支給や通学費の補助等を行うこと

### 7、焼失した住宅を含め災害廃棄物・がれき等の処理については、公的責任で実施すること

### 8、焼失した山林の再生について

- (1) 釜石市尾崎半島の山林火災（2017年5月）からの再生の取り組みを踏まえ、水源の涵養、土砂災害の防止、周辺海域への栄養分の供給など地域の社会・経済活動に重要な役割を果たしており、山林所有者の負担のない再生事業に取り組むこと。

### 9、国に対し、激甚災害の早期指定を行うよう求めること

以上